様式第4号(第6条関係)

年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　様

身延町長

介護保険料減免認定取消（変更）通知書

　　　年　　　月　　　日付け　　　第　　　号で決定した、介護保険料の減免について、次のとおり取消（変更）をしたので通知します。

なお、減免の認定が取消（変更）をされた保険料について、納期限が過ぎているものは、速やかに納付してください。

1　減免認定取消者

住　　　所

氏　　　名

2　減免認定取消（変更）理由

3　減免認定取消（変更）の介護保険料

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 期別(月) | 減免認定保険料額 | 減免認定取消（変更）保険料額 | 差引額 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

（裏面）

（教示）

この決定に対して不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に身延町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

　また、この決定があったことを知った日(身延町長に対して審査請求をした場合には、当該審査請求に対する身延町長の裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、身延町を被告として(訴訟において身延町を代表する者は、身延町長となります。)、甲府地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。